

# 第 9 回

浜坂町・温泉町

# 合 併 協 議 会

平成16年6月16日(水)

浜坂町・温泉町合併協議会

## 第 9 回 浜坂町・温泉町合併協議会次第

日 時 平成16年6月16日(水)

13:30～

場 所 浜坂町多目的集会施設 2階ホール

### 1 開 会

### 2 会長挨拶

### 3 会議録署名委員の指名

\_\_\_\_\_

### 4 議 題

#### (1) 協議事項

協議第11号(継続)	新町の名称について
協議第40号	新町建設計画(その6)について
協議第41号	農林水産関係事務事業の取扱い(その1)について
協議第42号	学校教育関係事務事業の取扱い(その1)について

### 5 その他

#### (1) 住民懇談会について

別紙「住民懇談会開催要領」のとおり…………… 当日資料配布

#### (2) 第10回協議会の開催について

① 日時 平成16年7月21日(水) 13:30～

② 場所 温泉町 夢ホール

#### ③ 協議事項

- ・ 新町建設計画(その7)について
- ・ 国民健康保険事業の取扱いについて
- ・ 介護保険事業の取扱いについて
- ・ 消防団の取扱いについて
- ・ 総務関係事務事業の取扱い(その2)について
- ・ 住民関係事務事業の取扱い(その1)について
- ・ 環境関係事務事業の取扱い(その1)について
- ・ 保健医療関係事務事業の取扱い(その2)について
- ・ 福祉関係事務事業の取扱い(その3)について
- ・ 水道・下水道関係事務事業の取扱い(その1)について
- ・ 水道・下水道関係事務事業の取扱い(その2)について
- ・ 社会教育関係事務事業の取扱い(その1)について

### 6 閉 会

# 会 議 資 料

## 資 料 索 引

協議第11号(継続)	新町の名称について	P1～P3
協議第40号	新町建設計画(その6)について	P4～P15
協議第41号	農林水産関係事務事業の取扱い(その1)について	P16～P23
協議第42号	学校教育関係事務事業の取扱い(その1)について	P24～P26

協議第11号(継続)

新町の名称について

新町の名称について、継続して協議する。

平成16年6月16日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 中村政行

協定項目	3	新町の名称について
新町の名称は、 _____ 町 ( _____ ちょう) とする。		

平成 年 月 日 確認・継続審議

## 新町の名称について

### 1. 新町名称候補（第一次選考において選定された名称）

#### （1）名称の表記及びふりがな

（選定順）

表 記	ふりがな	備 考
浜坂町	はまさかちょう	
温泉町	おんせんちょう	
おんせん町	おんせんちょう	
湯の浜町	ゆのはまちょう	
湯の里町	ゆのさとちょう	

#### （2）名称の意味又は理由

別紙資料1のとおり

### 2. 新町名称の選定

#### （1）第二次選考

上記候補の中から、各委員がそれぞれ1点を推薦し、集計結果を参考に協議により決定

推薦結果 浜坂町：10票  
温泉町：10票

\*新町の名称 =

表 記	
ふりがな	

## 新町名称候補の名称の意味又は理由について

表 記	ふりがな	名称の意味又は理由
浜坂町	はまさかちょう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伝統・歴史があり、今まで親しんだ名称である。</li> <li>・ 生まれ育ち、現在住んでいる町だから。</li> <li>・ 名称が美しい。</li> <li>・ JRの駅があり、県の庁舎がある。</li> <li>・ 愛着があり、誇りを持っているから残して欲しい。</li> <li>・ カニのまち浜坂の名前を存続していきたい。</li> <li>・ きれいな浜が4箇所あり印象的。</li> <li>・ 海が中心で、砂浜をイメージするから。</li> <li>・ 町名変更による経費を削減するため、一つの町名をそのまま残す。</li> <li>・ 海あり山ありの自然豊かな町だから。</li> </ul>
温泉町	おんせんちょう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ユニークで個性があり、話題性、インパクトがある。</li> <li>・ 全国唯一の固有名称で意味があり、すぐにイメージができる。</li> <li>・ 住民にも地域特性として認知されており、外国からも認知されやすい。</li> <li>・ 2町ともに良質の天然温泉があり、全地域の名称としてふさわしい。</li> <li>・ 現在住んでいる町だから残したい。</li> <li>・ 日本人は温泉が大好きで、わかりやすく、親しみやすい。</li> <li>・ 洋名(Hot Spring Town)をつけることで世界にイメージしてもらえる。これからは世界にアピールする必要がある。</li> <li>・ 温泉の持つあたたかいイメージは、温もりを感じさせ、人の心を癒す。</li> <li>・ 観光振興の為に最もPRしやすい名称。</li> <li>・ 昔からある資源を大事にして、未来に伝えていきたい。</li> </ul>
おんせん町	おんせんちょう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ やさしさ、温もりのある中に夢と希望をふくらます。</li> <li>・ 2町に温泉があり、代表する名称にふさわしく、ひらがな表現で新しい町としたい。</li> <li>・ ひらがなの方が暖かみがある。</li> </ul> <p>注) その他、「温泉町」と同様の意味又は理由がありました。</p>
湯の浜町	ゆのはまちょう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 温泉と海をシンプルに表現し、町のイメージとして分かりやすい。</li> <li>・ 両町の名前をとって、誰にも馴染みやすい。</li> <li>・ 響きがよく、名前を聞いてほのぼのとする。</li> <li>・ 湯村温泉の温もりと浜辺の涼でふるさとをイメージ。</li> <li>・ 日本海に面した温泉の湧き出る町。</li> <li>・ 湯にまつわる地域と日本海の浜のイメージを合体したもの。</li> <li>・ 湯村温泉、浜坂温泉、浜坂漁港、海岸のイメージ。</li> <li>・ 両町の名所を合わせた。</li> <li>・ 両町の暖かく、広いイメージを継承するため、「湯」と「浜」を使用。</li> <li>・ 湯村温泉は健康の里、浜坂温泉は海の資源を活用した町だから。</li> </ul>
湯の里町	ゆのさとちょう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 温泉を表す言葉が必要であり、まさに湯の里である。</li> <li>・ 両町に温泉が湧出し、町民の生活を潤し観光の目玉になっている。</li> <li>・ 両町ともに温泉の町で、すぐにイメージできる。</li> <li>・ 湯が湧き出ている暖かみのある町。</li> <li>・ 温泉とふるさとをイメージできる。</li> <li>・ やさしく、温もりのあるイメージを与えられる。</li> <li>・ 2町に共通する温泉(湯)を広くアピールでき、国民温泉保養地として確立できる。</li> <li>・ 山陰の暗いイメージを払拭できる。</li> <li>・ 町を紹介する場合、温泉をアピールできる。</li> </ul>

\* 名称の意味又は理由については、応募用紙等に記載された内容、趣旨等を要約して記載しています。

協議第40号

新町建設計画（その6）について

新町づくり連携プロジェクト及び公共的施設の適正配置と整備について提出する。

平成16年6月16日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 中村政行

協定項目	6	新町建設計画（その6）について
新町づくり連携プロジェクト及び公共的施設の適正配置と整備について提出する。		

平成 年 月 日確認・継続審議

## 2. 新町づくり連携プロジェクト

新町の将来像を実現するための7つの施策の柱に基づいた施策を取り組むにあたっては、関係機関や施策間の連携を図りながら、関係する施策を総合的かつ効果的に実施する必要があります。

そのために、特に新町づくりの主要課題である定住人口の維持と交流人口の増加をめざし、2町それぞれの個性・特性や役割を相互に認識、活用、融合させ、合併後早期に着手して、ある程度の効果がみえ、さらに新町づくりへの誇りと自信を実感できる住民と行政が一体となって取り組む参画と協働をテーマとしたプロジェクトとして、「新町づくり連携プロジェクト」を設定します。

具体的には、以下の4つのプロジェクト（地域資源活用プロジェクト、新町活力創生プロジェクト、人材活用プロジェクト、連携・交流プロジェクト）で構成します。

### < 1. 地域資源活用プロジェクト >

#### 観光交流集客プロジェクト

海、山、温泉の地域資源を生かし、体験、健康、癒し、本物等をキーワードに、温泉活用や宿泊施設、資料館等の観光交流機能が集約的に立地している湯村温泉を観光ふれあいの拠点として位置づけ、2町それぞれの魅力ある観光資源を連携するストーリー性、テーマ性のある観光メニューやルートを設定し、京阪神や中国・四国をターゲットとした『観光交流集客町』の実現をめざします。

#### 環境再生プロジェクト

山陰海岸国立公園にまで拡大した岸田川流域の森・川・海再生プランを推進し、「岸田川の源流を訪ねる会」（下流の住民が川上を訪ねて生活と自然を知り、交流する。）や「岸田川ウォーク」等のイベントの企画開催など、上流の上山高原エコミュージアムプロジェクトをはじめ日本海につながる岸田川流域まるごとミュージアムプロジェクト（花の植栽、水質や生き物調査等の学校教材への活用等）を進め、『環境再生先端町』の実現をめざします。

#### 新町「地域資源」保護育成基金創設プロジェクト

山陰海岸国立公園、ルーツ温泉（荒湯の高温自噴の天然性、歴史性）、バイカモ、杜氏、多くの先人等を新町の地域資源として指定し、その保護や育成のために関連するプロジェクトを支援する新たな基金を創設し、『「地域資源」発信町』の実現をめざします。

#### 地産地消運動プロジェクト

新町合併で地産地消の素材や範囲が広がったことにより、新町「味まつり」（但馬牛・松葉がになどの2町の花と山の幸に関するイベント）の同時開催など、「食」と「農・漁」の生活と産業等の心理的距離を縮める多様な運動を展開（都市部のアンテナショップも消費者がその産地を「自らの産地」と意識することにより地産地消ととらえることができる）し、来訪者や新町ファンもとりこんだ『地産地消運動展開町』の実現をめざします。



## < 2 . 新町活力創生プロジェクト >

### 定住促進プロジェクト

観光客、交流人、ファンレベルから段階的に施策を設定し、職と住の確保、コミュニティ等の信頼関係形成等の過程の指導相談、生活サービス産業等の雇用の創出を合わせて推進し、海、山、温泉に癒され、こころの通い合う『定住促進町』の実現をめざします。

### 子育て支援プロジェクト

新町の海、山、温泉等の恵まれた自然環境、目が届く地域コミュニティ、1時間圏内に都市機能集積がある立地条件、新鮮で美味しい食材の提供地、その食材や安らぎを求めて訪れる来訪者の多い交流環境などの特性を生かし、新町らしい子育ての支援を新町民はもとより、町外者の知恵や経験など生かし、『子育て支援町』の実現をめざします。

### 中心市街地活性化プロジェクト

新町の役場や鉄道駅等の都市機能が集約的に立地している浜坂地区中心市街地を新町及び但馬の西の玄関として位置づけ、空き店舗活用等による賑わいの創出と駅前広場、駅南周辺整備などを進め、2町の魅力を合わせた『港まちと歴史的な山里温泉郷の融合した新町』の実現をめざします。

## < 3 . 人材活用プロジェクト >

### 高齢者いきがい実感プロジェクト：ふるさと人材バンク制度

歴史文化、農林漁業、園芸、料理、健康、スポーツ、芸術、衣服、自然、温泉等の分野で、高齢者を対象とした人材の登録活用制度を創設し、活用方策として、資格の認定、カリキュラムの設定、ボランティアやNPOのリーダーづくりなどを展開し、『高齢者生きがい町』の実現をめざします。

### ふるさとまるごと大学プロジェクト

兵庫県や近隣府県の大学（神戸大学、兵庫県立大学、近畿大学、鳥取大学、鳥取環境大学等）とまちづくり協定を締結し、テーマとしては、自然環境（日本海、温泉、生き物等）、産業（観光、杜氏、牛飼育、漁業等）、人間（福祉、ひとづくり等）等を設定して、新町内の若者や観光交流人などと連携や交流を展開し、新町を生きたフィールドとして位置づける『ふるさとまるごと大学町』の実現をめざします。

## < 4 . 連携・交流プロジェクト >

### 新町内一体化交流プロジェクト

合併記念イベントの企画開催、合併記念町内タウンウォッチングルートの設定（合併を機に、お互いの町の施設を自分の町の施設として利用、新町ウォークラリー等）また、麒麟獅子マラソンや全日本かくれんぼ大会等を特に合併記念大会として位置づけ開催するイベント、住民参加型基金の創設など、『海、山、温泉が融合した新町』の実現をめざします。

### “人の輪”基金プロジェクト

住民はもとより新町の出身者、ファン、観光大使等の新町に関わり合いのある人すべてを対象者とし、その輪を京阪神に加え鳥取市等の中国・四国との連携交流を視野に入れるルックウエストプロジェクト（Look West Project）をはじめ、環日本海や、海外の温泉地にも波及させるための基金をあらたに創設し、新町C I計画の展開により『情報発信拠点町』の実現をめざします。

## ．公共的施設の適正配置と整備

公共施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な影響を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性や利便性、さらには財政事情等を考慮しながら行政サービスの低下を招かないよう努めます。

また、現在の公共的施設の有効利用や相互利用等も考慮し、総合的な観点から公共施設の配置、効率的な整備と運営を進めていきます。

新町の庁舎については、浜坂町役場を本庁舎として活用する一方、温泉町に現地解決型の支所を整備し、住民生活に密着した特色ある行政サービスの提供を行っていきます。

さらに、住民への行政サービス機能を高めるため、オンラインによる公共施設のネットワーク化を推進します。

## ． 財政計画（平成16年6月8日現在 調整段階）

### 1．基本的な考え方

国の行財政改革などにより、今後、新町においても地方交付税の大幅な減少が予想されます。また、現在の経済動向や少子高齢化などによる地方税の減収も懸念されるなど、財源確保は一層厳しくなると考えられます。一方で、多様化・高度化する住民ニーズに対応するため、さらなる行政サービスの維持向上を図る必要があります。

本財政計画は、健全な財政運営を行うことを基本に、長期の財政運営を見据える中で、平成17年度から平成26年度までの10年間について、合併による歳出の削減効果、社会福祉関係経費の増加、新町まちづくり計画に必要な経費等を反映させるとともに、過去の実績や今後の国・県の財政状況等を考慮し、普通会計ベース（一般財源ベース）で作成しました。

普通会計：財政比較や統一的な掌握を容易にするため、地方財政統計上、統一的に用いられる会計区分。  
一般財源：用途が特定されず、どのような経費にも使用することが出来る財源。  
（主なものとしては、地方税・地方交付税等）

### 2．歳入・歳出各項目の推計条件

#### 歳入

#### （1）地方税

過去の実績と今後の経済見通し等を踏まえ、人口推移を勘案しながら現行制度に基づき推計しています。

#### （2）地方譲与税

過去の実績を踏まえて推計しています。

#### （3）地方交付税

現行の交付税制度に基づき、普通交付税の算定の特例（合併算定替）により算定するとともに、普通交付税・特別交付税の合併支援措置を見込んで推計しています。地方債の元利償還金に係る交付税措置については、既発債及び今後見込まれる合併特例債等の元利償還金の動向を反映しています。

#### （4）交通安全対策特別交付金

過去の実績を踏まえて推計しています。

#### （5）繰入金

収支状況等に応じて、年度間の財源調整のための財政調整基金やその他の基金からの繰入れを見込んでいます。

#### （6）地方債

現行の地方財政制度に基づき、減税補てん債及び臨時財政対策債の発行分を見込んで推計しています。

- ( 7 ) その他 ( 各種交付金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入等 )  
過去の実績を踏まえて推計しています。

## 歳 出

- ( 1 ) 人件費  
合併後の退職者の補充を抑制することによる一般職員の減少と、合併による特別職・議会議員等の減少を見込んで推計しています。
- ( 2 ) 扶助費  
過去の実績を踏まえ、高齢化の進行に伴う社会福祉経費の増加を見込んで推計しています。
- ( 3 ) 公債費  
合併までに借入れた地方債にかかる償還予定額と、合併後の新町建設計画等に伴う地方債の新たな借り入れにかかる償還額を見込んで推計しています。
- ( 4 ) 物件費  
過去の実績を踏まえ、合併による事務経費削減効果を見込んで推計しています。
- ( 5 ) 補助費等  
過去の実績に基づき、各種補助金、また、各事務組合・病院等で積算した試算額を見込んで推計しています。
- ( 6 ) 積立金  
財政調整基金等への積立金や合併後の市町村振興のための基金造成による積立金を見込んで推計しています。
- ( 7 ) 繰出金  
下水道事業・国民健康保険事業・介護保険事業等の特別会計への繰出金については、現行制度に基づき、各会計で積算した試算額を見込んでいます。
- ( 8 ) 投資的経費  
新町まちづくり計画の主要事業及びその他の普通建設事業を、年度間のバランスや健全な財政運営に配慮し、投資可能な普通建設事業費を見込んで推計しています。
- ( 9 ) その他 ( 維持補修費、投資及び出資金・貸付金等 )  
過去の実績を踏まえて推計しています。

### 3. 歳入

(単位:百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地 方 税	1,495	1,495	1,495	1,495	1,495	1,495	1,495	1,495	1,495	1,495
地 方 譲 与 税	127	127	127	127	127	127	127	127	127	127
地 方 交 付 税	4,204	4,116	4,092	4,071	4,099	4,138	4,157	4,145	4,180	4,144
交通安全対策特別交付金	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
繰 入 金	15	121	0	91	65	156	43	42	0	0
地 方 債	512	512	512	512	512	512	512	512	512	512
そ の 他	868	778	895	789	785	744	805	740	749	766
歳 入 合 計	7,225	7,153	7,125	7,089	7,087	7,176	7,143	7,065	7,067	7,048

### 4. 歳出

(単位:百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人 件 費	1,936	1,877	1,842	1,842	1,789	1,762	1,741	1,649	1,566	1,498
扶 助 費	140	140	141	142	142	143	144	145	145	146
公 債 費	1,590	1,572	1,672	1,692	1,741	1,880	1,962	1,941	2,025	1,947
物 件 費	1,114	1,103	1,092	1,081	1,070	1,059	1,049	1,038	1,028	1,018
補 助 費 等	972	953	955	944	942	939	935	1,033	1,031	1,029
積 立 金	115	5	18	10	10	9	9	9	40	160
繰 出 金	915	965	1,033	1,075	1,040	1,015	964	911	893	874
投 資 的 経 費	333	428	262	193	243	259	229	229	229	266
そ の 他	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110
歳 出 合 計	7,225	7,153	7,125	7,089	7,087	7,176	7,143	7,065	7,067	7,048

## 新町まちづくり計画

### 目 次

．はじめに -----	1
1．合併の必要性	
2．計画策定の方針	
．地域の概況 -----	4
1．位置と地勢	
2．気候	
3．面積	
4．人口	
5．就業人口	
6．新町づくりの課題	
．新町まちづくりの基本方針 -----	9
1．新町のまちづくりの理念と将来像	

2. 将来の人口・世帯

3. 地域の基本的構成

. 新町のまちづくり施策 ----- 19

1. 主要施策

(1) 人が輝く活動の場づくり (参画・協働と連携・交流の促進)

(2) 健康で温もりあふれる安心な地域づくり (保健・医療・福祉の充実)

(3) 夢を育む文化と心豊かな人づくり (教育・文化の充実・創造)

(4) 地域資源を生かした活力づくり (産業振興と雇用確保)

(5) 利便性とうるおいのあるまちの器づくり (都市基盤の整備・充実)

(6) 海・山・温泉を生かした住み良い環境づくり (生活環境の整備・充実)

(7) 自立した自治体経営のしくみづくり (行政改革の推進)

2. 新町づくり連携プロジェクト ----- (協議中)

. 公共的施設の適正配置と整備 ----- (協議中)

. 財政計画 ----- (協議中)

参考：住民意向の整理



参考資料3

新町まちづくり計画の協議経過と今後のスケジュールについて

平成 16 年 6 月 14 日現在

月	会議	協議会での検討内容等	摘要
平成15年 11月	第2回 (11/12)	新町まちづくり計画策定のための基本的考え方について	
12月	第3回 (12/17)	新町の将来像等検討のための基礎調査について	
平成16年 1月	第4回 (1/21)	住民・中高生アンケートについて まちづくりの基本理念の検討 将来像の検討	
2月	第5回 (2/18)	人口・世帯と地域の基本的構成	
3月	第6回 (3/17)	新町まちづくり施策について (1～3の柱): 継続	
4月	第7回 (4/21)	新町まちづくり施策について (1～3の柱): 継続 新町まちづくり施策について (4～7の柱): 未協議	
5月	第8回 (5/19)	新町まちづくり施策について (1～3の柱) 新町まちづくり施策について (4～7の柱)	
6月	第9回 (6/16)	新町づくり連携プロジェクト 公共的施設の適正配置と整備  < 住民懇談会の実施 (下旬～) >	但馬県 民局へ 事務協 議
7月	第10回 (7/22)	財政計画 県事業 新町まちづくり計画の県への正式協議の承認 (県事前協議の結果報告)	県へ事 前協議

8 月	第11回 (8/18)	新町まちづくり計画の正式承認 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">最終</span> (県正式協議の結果報告)	県へ正 式協議
9 月	第12回 (9/15)	<予備> 新町まちづくり計画の正式承認 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">最終</span> (県正式協議の結果報告)	

\* 進捗状況によって、会議回数の変更があります。

協議第 4 1 号

農林水産関係事務事業の取扱い（その 1）について

農林水産関係事務事業の取扱い（その 1）について提出する。

平成 16 年 6 月 16 日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会 長 中 村 政 行

協定項目	2 3 - 9	各種事務事業の取扱い 農林水産関係事務事業の取扱い（その 1）について
<p>&lt; 農林振興事業 &gt;</p> <p>( 1 ) 水田農業構造改革対策事業 産地づくり交付金は、平成 17 年度から統一する。 集落転作推進活動事業は、見直しの上引き継ぐ。</p> <p>( 2 ) 利子補給事業 利子補給は、統合する。</p> <p>( 3 ) 団体・組織 農会長協議会は再編し、その他の団体・組織の定額助成は廃止の方向で調整する。</p> <p>( 4 ) 事業助成 町単独の事業助成は、適時適切な助成が行えるよう再編する。ただし、施設整備助成については、土地改良事業を含め温泉町の例を見直しの上統一する。</p> <p>( 5 ) 土地改良事業 土地改良事業にかかる農業用施設の修繕工事分担金は、廃止する。</p> <p>( 6 ) 林道等整備事業 林道整備事業にかかる分担金は、浜坂町の例により統一する。 作業道開設事業及び枝打推進事業にかかる補助金は、温泉町の例により統一する。</p> <p>( 7 ) 有害鳥獣対策事業 有害鳥獣対策事業は、温泉町の例により統一する。</p> <p>( 8 ) 緑化推進事業 緑の募金は、浜坂町の例により引き継ぎ、温泉町の緑化推進事業は、廃止する。</p> <p>&lt; 畜産振興事業 &gt;</p> <p>( 1 ) 団体・組織 和牛振興組合及び和牛振興会は、統一できるよう調整に努める。</p> <p>( 2 ) 共進会等 子牛品評会と子牛共進会は統一し、2 才雌牛共励会及び県畜産共進会にかかる補助金は、引き継ぐ。</p> <p>( 3 ) 互助共済事業 子牛流死産互助共済事業は、温泉町の例により引き継ぐ。</p> <p>( 4 ) 利子補給制度 子牛代金前払制度利子補給及び但馬牛肥育事業利子補給は、引き継ぐ。</p>		

- ( 5 ) 優良牛確保事業  
優良牛確保事業は、温泉町の例を見直しの上引き継ぐ。
- ( 6 ) 肉用牛貸付事業  
肉用雌牛貸付事業は、廃止の方向で調整する。
- ( 7 ) 施設整備事業  
施設整備事業は、温泉町の例を見直しの上引き継ぐ。
- ( 8 ) 施設管理  
畜産施設は、引き継ぐ。

< 水産振興事業 >

- ( 1 ) 内水面漁業  
岸田川漁業協同組合の定額助成は、廃止する。  
稚魚等放流事業及び外来魚駆除事業は、引き継ぐ。
- ( 2 ) 海面漁業  
アワビ等中間育成種苗導入事業及び漁獲共済加入促進事業は、引き継ぐ。漁船建造資金利子補給は、見直しの上引き継ぐ。

事務事業調整報告書

協議項目	23-9 農林水産関係事務事業の取扱い(その1)	産業経済部会
協議細目	農林振興事業、畜産振興事業、水産振興事業	
<p>1. 課題、問題点等</p> <p>&lt; 農林振興事業 &gt;</p> <p>(1) 水田農業構造改革対策事業            今年度から始まる新たな米政策に伴い、従来の水田農業経営確立対策事業から水田農業構造改革対策事業へと変更となり、生産調整の方式も大きく変わることとなりました。            産地づくり交付金は、活用方法に差異があるため統一することが適当と思われます。            浜坂町の集落転作推進活動事業については、地域での産地形成推進のため引き継ぐことが適当と思われます。ただし、基準については見直す必要があると思われます。</p> <p>(2) 利子補給事業            浜坂町の農業振興資金及び温泉町の近代化資金にかかる利子補給は、資本装備の高度化及び経営の近代化のため必要であり統合することが適当と思われます。</p> <p>(3) 団体・組織            2町の農会長協議会は、農業施策の推進及び各農会への窓口としても必要であり再編することが適当と思われます。補助金については、再編する組織、事業、活動内容を鑑み調整することが適当と思われます。            その他の農業者団体、農業生産組織への定額助成については、自主自立を基本に各団体・組織と協議を行い、廃止の方向で調整することが適当と思われます。なお、団体・組織で事業を行う場合には、別途町単独助成事業等により適時適切な支援を行うことが適当と思われます。</p> <p>(4) 事業助成            2町でそれぞれ目的、内容、単価等の異なる町単独の事業助成を行っています。新町における新たな農業振興施策の策定が必要であります。農業者、生産組織、各種団体への定額助成は基本的に廃止の方向で調整を行い、必要な事業については適時適切な助成が行えるよう再編することが適当と思われます。            ただし、施設整備等補助金については、土地改良事業を含め温泉町の例を見直しの上、統一することが適当と思われます。</p> <p>(5) 土地改良事業            土地改良事業にかかる農業用施設の維持管理は、地元で行うことが望ましいため現行の町単独分担金は廃止し、施設の修繕工事が発生した場合は、上記事業助成において対応することが適当と思われます。</p> <p>(6) 林道等整備事業            林道整備事業にかかる分担金は、対象、分担率が異なりますが、浜坂町の例により統一することが適当と思われます。なお、峰越林道については、開通後町道認定となることから地元負担金は徴収しないことが適当と思われます。            作業道開設事業にかかる補助金は、ほぼ同一の内容のため温泉町の例により統一することが適当と思われます。            温泉町で実施の枝打推進事業にかかる補助金については、造林事業の推進及び適正な管理の面から引き継ぐことが適当と思われます。</p> <p>(7) 有害鳥獣対策事業            有害鳥獣の駆除、防除にかかる捕獲檻(柵)、防護柵等の設置補助金は、農地等の適正な維持管理の面から必要であり、温泉町の例により統一することが適当と思われます。            ただし、事業の実施にあたっては、県の補助制度を優先し、適応できない場合のみ対応することが望ましいと思われます。</p> <p>(8) 緑化推進事業            浜坂町の緑の募金は、巨樹保存など緑化による環境保全のため引き継ぐことが適当と思われます。            温泉町の緑化推進事業は、他の助成事業で対応しており現在は実施していないため廃止することが適当と思われます。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目	23-9 農林水産関係事務事業の取扱い(その1)	産業経済部会
協議細目	農林振興事業、畜産振興事業、水産振興事業	
<p>&lt; 畜産振興事業 &gt;</p> <p>(1) 団体・組織                      浜坂町の和牛振興組合及び温泉町の和牛振興会は、幹旋会の実施や活動推進の面から統一できるよう調整に努めることが適当と思われます。                      補助金については、事業内容、決算状況等精査の上、決定する必要があると思われます。</p> <p>(2) 共進会等                      浜坂町の子牛品評会及び温泉町の子牛共進会は、和牛改良と畜産振興の意欲・技術等の向上のため統一することが適当と思われます。                      2才雌牛共励会は、県畜産共進会出場牛の選抜のため引き継ぐことが適当と思われます。                      県畜産共進会にかかる補助金については、2町とも同一のため引き継ぐことが適当と思われます。</p> <p>(3) 互助共済事業                      温泉町の子牛流死産互助共済事業は、農家の経済的損失補填による生産意欲の向上と経営安定のため引き継ぐことが適当と思われます。</p> <p>(4) 利子補給制度                      子牛代金前払制度利子補給は、2町とも同一の内容であり、子牛生産から販売までの期間の経営安定に資するため引き継ぐことが適当と思われます。                      温泉町の但馬牛肥育事業利子補給は、繁殖・肥育の一貫経営を目指す農家のためにも継続することが適当と思われます。</p> <p>(5) 優良牛確保事業                      浜坂町の優良雌子牛保留対策事業及び温泉町の優良牛確保事業は、補助金の単価及び区分に差異がありますが、増頭につながる制度でもあり、温泉町の例を基本に見直しの上継続することが適当と思われます。</p> <p>(6) 肉用牛貸付事業                      浜坂町の町有肉用雌牛貸付事業は、肉用牛の育種改良のため町が農家に貸付を行っていますが、流動的な要素が多いため、廃止の方向で調整することが適当と思われます。</p> <p>(7) 施設整備事業                      町単独の施設整備事業は、飼養管理の効率化、向上及び増頭の面から、温泉町の例を基本に見直しの上引き継ぐことが適当と思われます。</p> <p>(8) 施設管理                      浜坂町の肉用牛管理施設及び温泉町の肉用牛生産施設は、利用形態等を勘案すると、受益者が管理することが望ましく、譲渡を含め検討する必要があると思われます。ただし、譲渡先との調整もあり当分の間は現行のまま引き継ぐことが適当と思われます。</p> <p>&lt; 水産振興事業 &gt;</p> <p>(1) 内水面漁業                      岸田川漁業協同組合は、岸田川における魚類の繁殖保護対策として稚魚等の放流や生息調査、研究及び保全活動等を行っています。                      河川の資源保護、環境保全、整備のためにも引き継ぐ必要があると思われますが、団体・組織に対する定額助成は廃止することが適当と思われます。                      稚魚等の放流事業は、事業内容に差異がありますが、資源の繁殖保護のため引き継ぐことが適当と思われます。                      外来魚駆除事業は、在来の水産動物への影響及び内水面漁業の被害を防ぐため引き継ぐことが適当と思われます。</p> <p>(2) 海面漁業                      アワビ等中間育成種苗導入事業は、栽培漁業の振興及び資源管理のため継続することが適当と思われます。                      漁船建造資金利子補給事業及び漁獲共済加入促進事業は漁業者の経営の強化及び安定のため継続することが適当と思われます。ただし、利子補給事業については、見直すことが適当と思われます。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目	23-9 農林水産関係事務事業の取扱い(その1)	産業経済部会
協議細目	農林振興事業、畜産振興事業、水産振興事業	
<p>2. 調整方針</p> <p>&lt; 農林振興事業 &gt;</p> <p>(1) 水田農業構造改革対策事業 産地づくり交付金は、平成17年度から統一する。 集落転作推進活動事業は、見直しの上引き継ぐ。</p> <p>(2) 利子補給事業 利子補給は、統合する。</p> <p>(3) 団体・組織 農会長協議会は再編し、その他の団体・組織の定額助成は廃止の方向で調整する。</p> <p>(4) 事業助成 町単独の事業助成は、適時適切な助成が行えるよう再編する。ただし、施設整備助成については、土地改良事業を含め温泉町の例を見直しの上統一する。</p> <p>(5) 土地改良事業 土地改良事業にかかる農業用施設の町単独修繕工事分担金は、廃止する。</p> <p>(6) 林道等整備事業 林道整備事業にかかる分担金は、浜坂町の例により統一する。 作業道開設事業及び枝打推進事業にかかる補助金は、温泉町の例により統一する。</p> <p>(7) 有害鳥獣対策事業 有害鳥獣対策事業は、温泉町の例により統一する。</p> <p>(8) 緑化推進事業 緑の募金は浜坂町の例により引き継ぎ、温泉町の緑化推進事業は、廃止する。</p> <p>&lt; 畜産振興事業 &gt;</p> <p>(1) 団体・組織 和牛振興組合及び和牛振興会は、統一できるよう調整に努める。</p> <p>(2) 共進会等 子牛品評会と子牛共進会は統一し、2才雌牛共励会及び県畜産共進会にかかる補助金は、引き継ぐ。</p> <p>(3) 互助共済事業 子牛流死産互助共済事業は、温泉町の例により引き継ぐ。</p> <p>(4) 利子補給制度 子牛代金前払制度利子補給及び但馬牛肥育事業利子補給は、引き継ぐ。</p> <p>(5) 優良牛確保事業 優良牛確保事業は、温泉町の例を見直しの上引き継ぐ。</p> <p>(6) 肉用牛貸付事業 肉用雌牛貸付事業は、廃止の方向で調整する。</p> <p>(7) 施設整備事業 施設整備事業は、温泉町の例を見直しの上引き継ぐ。</p> <p>(8) 施設管理 畜産施設は、引き継ぐ。</p> <p>&lt; 水産振興事業 &gt;</p> <p>(1) 内水面漁業 岸田川漁業協同組合の定額助成は、廃止する。 稚魚等放流事業及び外来魚駆除事業は、引き継ぐ。</p> <p>(2) 海面漁業 アワビ等中間育成種苗導入事業及び漁獲共済加入促進事業は、引き継ぐ。漁船建造資金利子補給は、見直しの上引き継ぐ。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目		23-9 農林水産関係事務事業の取扱い(その1)	産業経済部会
協議細目		農林振興事業、畜産振興事業、水産振興事業	
3 - 1 . 事務事業現況比較表 (農林振興事業) (H15実績)			
区分		浜坂町	温泉町
水田農業構造改革事業	産地づくり対策交付金 (H16～)	振興作物栽培助成(大豆、小豆、キャベツ、きゅうり、花き、種苗類、飼料作物) 転作作物栽培助成(振興作物以外の作物) 担い手加算助成 水田放牧助成 堆肥助成 水田農業推進協議会運営費	振興作物栽培助成(大豆、小豆、キャベツ、そば、ネギ、ピーマン、飼料作物) 転作作物栽培助成(振興作物以外の作物) 振興作物(小豆=美方大納言)出荷助成 特徴ある米(減農薬、減化学肥料米)助成 土づくり(堆肥購入)助成 棚田特産物(山椒)苗木購入助成 耕畜連携飼料作物作付け助成 水田放牧利用助成 景観形成(地力増進作物含む)助成
	集落転作推進活動事業	内容：地域ぐるみの推進活動(農会) 事業費：1,334千円 補助金：667千円	
利子補給	農業振興資金・近代化資金利子補給	補給率：牛0.5% 機械1.0% 期間：5ヶ年 実績：8件 31千円 残高：8件 5,577千円	補給率：年1.0% 期間：5ヶ年 実績：16件 34千円 残高：16件 11,955千円
団体・組織	補助金	農会長会 補助金：259千円 水稻生産者組合 補助金：40千円 そ菜園芸組合 補助金：43千円 果樹園芸組合 補助金：12千円 花木生産組合 補助金：15千円 みかた有機米部会 補助金：10千円 浜坂町つちかおり米部会 補助金：25千円 林業研究グループ 補助金：20千円 緑の少年団 補助金：332千円	農会長協議会 補助金：156千円 農作業受委託組織 補助金：13千円
事業助成	活動助成	農産加工女性グループ育成事業 補助金：むらづくり活動に対し助成。5年間 45千円/1団体/年 環境保全型農業育成事業 補助金：堆肥の農地還元 1,000円/t/10a 農業小学校事業 補助金：稲・野菜の栽培体験 36,000円/1校	適地適産奨励事業 補助金：苗木・種苗・菌の購入費の30%以内
	施設整備助成	ビニールハウス設置経営助成事業 補助金：89,000円/1棟	農業近代化施設整備事業 補助金：共同建物、機械器具類の30%以内 (国・県補助の場合は10%以内) 簡易農道新設改良事業 補助金：資材費の50%以内 3,500円/m(基準額7,000円/m) 簡易農道舗装事業 補助金：生コン資材費の50%以内 小規模ほ場整備事業 補助金：資材・加工・機械器具の50%以内
土地改良事業	管理・修繕	分担金 補助残の30%	分担金 事業費の45%



事務事業調整報告書

協議項目		23-9 農林水産関係事務事業の取扱い(その1)	産業経済部会
協議細目		農林振興事業、畜産振興事業、水産振興事業	
区分		浜坂町	温泉町
林道等整備事業	林道整備事業	分担金 開設事業：補助残の30%(峰越しは負担なし) 自治区等の所有は買収・補償は行わない	分担金 開設事業：事業費の25% 用地補償費の50% 改良事業：事業費の25% 用地補償費の50% 舗装事業：事業費の30% 用地補償費の50% 作業道：事業費の50% 用地補償費の50%
	作業道開設事業	補助金：簡易作業道500円/m 普通作業道1,000円/m	補助金：簡易作業道500円/m 普通作業道1,000円/m
	枝打推進事業		補助金：林齢10～15年生 3,000円/ha 15～20年生 4,000円/ha 20～25年生 5,000円/ha
有害鳥獣対策事業	補助金	シカ・イノシシ捕獲檻設置 県補助率1/2 上限100千円 実績(累計)：3基 イノシシ防護柵設置 県補助率1/2 上限なし 有害鳥獣防除事業補助金(捕獲檻設置事業) 町補助率1/2 上限50千円	イノシシ捕獲柵設置 集落1基目：全額補助 集落2基目：1/2補助 集落3基目以降：集落全額負担 実績(累計)：28基 電気柵等設置 補助金：資材価格50%以内590円/1m限度
	緑化推進事業	緑の募金 春募金 100円/戸 秋募金 220円/職員 街頭募金(浜坂町麒麟獅子マラソン大会) 緑の募金によるふるさと巨樹保存事業 正法庵大スダジイ(3年ごと)	緑化推進事業 対象：植栽、保育、付帯施設等 補助金：標準施行経費の30%以内
3 - 2 . 事務事業現況比較表 (畜産振興事業) (H15実績)			
区分		浜坂町	温泉町
団体・組織	和牛振興組合 補助金：365千円	和牛振興会 補助金：300千円	
共進会等	子牛品評会 事業費：200千円 規模：種牛の部 40頭 肉牛の部 15頭 兵庫県畜産共進会 規模：1頭 補助金：50千円/頭	子牛共進会 事業費：463千円 規模：種牛の部 100頭 肉牛の部 40頭 2才雌牛共励会 規模：35頭 兵庫県畜産共進会 規模：5頭 補助金：50千円/頭	
互助共済事業		子牛流死産互助共済事業 給付金：流死産70千円/頭 不妊牛20千円/頭 負担金：町1,200円/頭 (JA600円、農家800円)	
利子補給制度	子牛代金前払制度利子補給 補給率：制度資金基準金利の30%以内	子牛代金前払制度利子補給 補給率：制度資金基準金利の30%以内 但馬牛肥育事業利子補給 補給率 肥育素牛導入利子補給：2%以内 肥育購入飼料利子補給：1%以内	
優良牛確保事業	優良雌子牛保留対策事業 補助金：郡内産雌子牛の導入及び自家保留 30千円/頭	優良牛確保事業 補助金 斡旋会での購入：200千円/頭 牛市で40万円以上の購入：150千円/頭 40万円以上の子牛の保留：150千円/頭 波系子牛購入及び保留：50千円/頭	

事務事業調整報告書

協議項目	23-9 農林水産関係事務事業の取扱い(その1)	産業経済部会
協議細目	農林振興事業、畜産振興事業、水産振興事業	
区分	浜坂町	温泉町
肉用牛貸付事業	町有肉用雌牛貸付事業 貸付頭数：15頭以内/年 貸付限度額：500千円/頭 飼養管理期間：5年間	
施設整備事業		牛舎設置事業 補助金 事業費の50%又は1頭当り20万円のいずれか低い額 補助対象事業費の10%又は300万円のいずれか低い額 対象事業費の30%又は200万円のいずれか低い額 放牧場整備事業 補助金：原材料費の50%以内
施設管理	肉用牛管理施設 集会施設、品評会会場として利用	肉用牛生産施設 畜舎3棟(100頭)、付帯施設 使用料1,300千円/年

3 - 3 . 事務事業現況比較表 (水産振興事業)

(H15実績)

区分	浜坂町	温泉町	
内水面漁業	団体・組織	岸田川漁業協同組合	岸田川漁業協同組合 補助金：100千円
	稚魚等放流事業	繁殖保護事業 事業量：アユ1,000kg コイ1,000尾 ウナギ100kg モクズガニ134.5kg サケ移入卵400,000粒 補助金：800千円(岸田川漁協)	サクラマスの里づくり事業 事業量：稚魚25,000匹 発眼卵100,000粒埋設 委託料：1,000千円(岸田川漁協)  ヤマメ放流事業 事業量：稚魚6,300匹 原材料費：200千円(霧滝養魚組合)
	外来魚駆除事業	外来魚駆除事業 事業量：年8回 補助金：350千円	外来魚被害緊急対策事業 事業量：3ヶ所(溜池) 委託金：500千円
海面漁業	種苗等放流事業	アワビ等中間育成種苗導入事業 事業量：アワビ60,000個 補助金：515千円(浜坂町漁協： 事業費の1/3X90/100)	
	利子補給	漁船建造資金利子補給 補給率：20t未満 借入金の10/1000以内 20t以上 借入金の3/1000以内 補給額：なし	
	共済加入促進	漁獲共済加入促進事業 補助率：共済掛金の1/3以内 補助金：639千円	

協議第 4 2 号

学校教育関係事務事業の取扱い（その 1）について

学校教育関係事務事業の取扱い（その 1）について提出する。

平成 1 6 年 6 月 1 6 日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会 長 中 村 政 行

協定項目	2 3 - 1 3	各種事務事業の取扱い 学校教育関係事務事業の取扱い（その 1）について
<p>&lt; 通学（園）区域 &gt; 通学（園）区域は、現行のまま引き継ぐ。</p> <p>&lt; 校外指導 &gt; 校外指導に対する助成は、温泉町の例を基本に見直しの上統一する。</p> <p>&lt; 英語指導 &gt; 英語指導助手は、現行のまま引き継ぐ。</p> <p>&lt; 幼稚園 &gt; 幼稚園の授業料は、浜坂町の例により統一する。</p>		

平成 年 月 日確認・継続審議

事務事業調整報告書

協議項目	23-13 学校教育関係事務事業の取扱い(その1)	教育部会
協議細目	通学(園)区域、校外活動、英語指導助手、幼稚園	
<p>1. 課題、問題点等</p> <p>&lt;通学(園)区域&gt;</p> <p>幼稚園は、浜坂町に2園、温泉町に6園あり、それぞれ通園区域を指定していません。          なお、温泉町は平成17年度から幼稚園、保育園の一元化による幼保センターを開設する予定です。          小学校は、浜坂町に4校、温泉町に6校、中学校は、浜坂町に1校、温泉町に3校あり、それぞれ通学区域を指定しています。          なお、温泉町の中学校については、1校とする統廃合の答申が示されています。          通学(園)区域は、現行のまま引き継ぎ、統廃合が行われた場合は現行の学校配置に基づき区域を指定することが適当と思われれます。</p> <p>&lt;校外活動&gt;</p> <p>校外指導に対する助成は、浜坂町は中学校の部活動のみが対象であるのに対し、温泉町は小・中学校の児童・生徒が対象となっています。又、補助基準、額も異なるため調整が必要です。          当事業は、体力、学力等の向上を図るために行っており、その目的を勘案し、対象範囲が広く、又補助対象項目の明確な温泉町の例を基本に見直しの上、統一することが適当と思われれます。ただし、交通費については、鉄道利用片道100km以上の場合は特急料金を加算することが望ましいと思われれます。</p> <p>&lt;英語指導助手&gt;</p> <p>外国人の英語指導助手については、浜坂町は町独自でニュージーランドから公募により招聘し、温泉町は神戸日豪協会を通じ招聘しています。          当事業は、外国語教育の充実及び地域の国際化の進展のために実施しており、教育の基礎となる幼稚園、小・中学校において必要と思われるため継続することが適当と思われれます。</p> <p>英語指導助手は、それぞれ浜坂町で1中学校、温泉町で3中学校、又各小学校、幼稚園の授業にも出向いており、新町において1人の対応では困難と思われるため、現行の2人体制で実施することが適当と思われれます。</p> <p>&lt;幼稚園&gt;</p> <p>幼稚園の授業料は、2町とも同額であります。徴収月が浜坂町では12ヶ月であるのに対し、温泉町は夏休みの1ヶ月を除く11ヶ月と差異があります。          授業料は、在籍に対する徴収であり、又夏休み期間中でも登園日やプールの使用等があるため、徴収月は12ヶ月とすることが適当と思われれます。</p> <p>2. 調整方針</p> <p>&lt;通学(園)区域&gt;</p> <p>通学(園)区域は、現行のまま引き継ぐ。</p> <p>&lt;校外活動&gt;</p> <p>校外指導に対する助成は、温泉町の例を基本に見直しの上統一する。</p> <p>&lt;英語指導助手&gt;</p> <p>英語指導助手は、現行のまま引き継ぐ。</p> <p>&lt;幼稚園&gt;</p> <p>幼稚園の授業料は、浜坂町の例により統一する。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目	23-13 学校教育関係事務事業の取扱い(その1)	教育部会
協議細目	通学(園)区域、校外活動、英語指導助手、幼稚園	
3 - 1 . 事務事業現況比較表 (通学(園)区域)		
区 分	浜坂町	温泉町
幼稚園	浜坂幼稚園 浜坂、芦屋、清富、緑町、南町、秋葉台 諸寄幼稚園 諸寄、釜屋 通園区域の指定なし	温泉幼稚園・熊谷幼稚園・春来幼稚園・照来幼稚園・八田幼稚園・奥八田幼稚園  通園区域の指定なし
小学校	浜坂北小学校 浜坂、芦屋、清富、緑町、南町、秋葉台、 田井、指杭 浜坂南小学校 二日市、福富、三谷、若松町、戸田、七釜、 栃谷、田君、新市、古市、用土 浜坂東小学校 対田、久谷、高末、正法庵、辺地、藤尾、 境、久斗山、赤崎、和田、三尾 浜坂西小学校 諸寄、釜屋、居組	温泉小学校 歌長、高山、数久谷、湯、細田、竹田、井 土、今岡、金屋 (ただし、竹田字後山は浜坂南小学校) 熊谷小学校 熊谷、伊角、桧尾 春来小学校 春来 照来小学校 切畑、多子、桐岡、丹土、中辻、塩山、飯野 八田小学校 千原、鐘尾、千谷、宮脇、内山、越坂 奥八田小学校 海上、前、石橋、田中、岸田、青下、霧滝
中学校	浜坂中学校 浜坂町全域	温泉中学校 春来、歌長、高山、数久谷、湯、細田、竹 田、井土、今岡、金屋、熊谷、伊角、桧尾、 千原、鐘尾、千谷、宮脇、内山、越坂 (ただし、竹田字後山は浜坂中学校) 照来中学校 切畑、多子、桐岡、丹土、中辻、塩山、飯野 八田中学校 海上、前、石橋、田中、岸田、青下、霧滝
3 - 2 . 事務事業現況比較表 (校外活動)		
区 分	浜坂町	温泉町
対 象	中学校の部活動選手の但馬大会以上の各 種大会派遣等	小・中学校の児童・生徒の教育機関が主 催する但馬大会以上の各種大会派遣等
補助金	但馬大会：大会参加に要した額の2分の1 県大会：大会参加に要した額の2分の1 近畿大会：大会参加に要した額の3分の2 全国大会：大会参加に要した額の全額	交通費：鉄道は実費。片道30km以上は急行 料金加算 宿泊料：5,500円限度 昼食料：500円限度 参加料：規定金額(登録料を含む)
実 績	2,114千円(H15)	4,132千円(H15)
3 - 3 . 事務事業現況比較表 (英語指導助手)		
区 分	浜坂町	温泉町
招致先	ニュージーランド	オーストラリア
招致方法	現地にて公募	神戸日豪協会を通じ
配 置	1名(中学校)	1名(3中学校順番制)
雇用期間	1年	1年
3 - 4 . 事務事業現況比較表 (幼稚園)		
区 分	浜坂町	温泉町
授業料	5,700円/月	5,700円/月
徴収月	12ヶ月	11ヶ月

## ＝ 「浜坂町・温泉町合併についての住民懇談会」開催要領＝

### （開催趣旨）

浜坂町・温泉町合併協議会が平成 15 年 10 月に発足して 8 か月が経過しました。この間、合併に関する協定項目についての協議を順次進めるとともに、住民や中学・高校生を対象にしたアンケート結果の分析等、地域の現状と課題の把握、新しいまちづくりについての住民意向の反映に取り組んできました。このたび、これらの調査活動を踏まえて、新町のまちづくりの方向性を示す新町まちづくり計画（案）をまとめました。

計画（案）を住民にお知らせしてご意見をいただき、新町のまちづくりに反映するとともに、合併に対する住民の理解を深めるため、住民懇談会を開催します。

### （開催）

各町と合併協議会の共催とします。

### （日程）

平成 16 年 6 月 24 日～ 7 月 13 日（予定）

### （説明事項）

- 1．合併協議会の協議経過と今後のスケジュールについて
- 2．新町まちづくり計画（案）の概要について

### （住民への広報）

住民への周知については、合併協議会を通して各町で行います。

- 海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりの郷 -

# 新町まちづくり計画

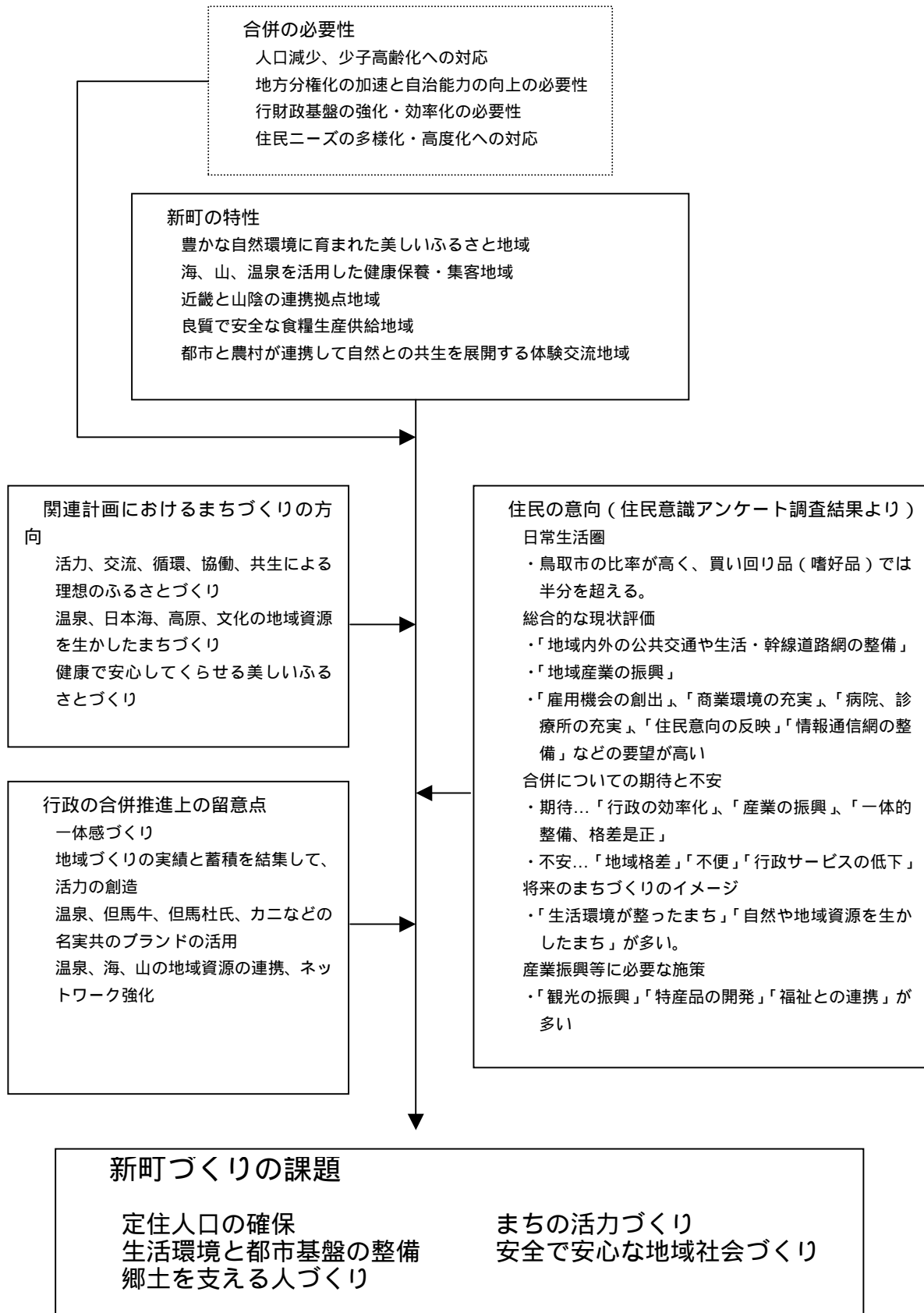
(案)〔概要版〕

写 真

平成16年6月

浜坂町・温泉町合併協議会

## 2 町の特性や課題等の整理





・まちづくりの理念と将来像

#### 浜坂町・温泉町合併基本理念

##### 1 住民のための合併を目指します。

住民の立場に立って、住民サービスの維持・向上を図ります。

##### 1 夢と自信と誇りの持てる“21世紀の新しいまちづくり”を実践します。

2町が持っているそれぞれの地域の人材、文化、産業等の地域資源を有機的に連携・活用しながら新しいまちをつくります。

##### 1 地方分権時代にふさわしい自治体をつくります。

合併により、自治能力の向上を目指し、多様化・高度化する住民ニーズに対応できる総合行政を展開します。

##### 1 合併により行財政基盤を強化します。

合併により、簡素で効率的な行財政運営を目指すとともに、地方行政の改革を進めます。

#### まちづくりの理念

##### 自立と協働の住民主体のまちづくり

- ・経済的な「自立」とともに主体的にまちづくりに参画する「自律」性を持った人づくりと、その人が主役となるまちづくりに取り組みます。
- ・それぞれの主体の役割分担を明確にし、相互の認識と理解の上に立って、共通の目的を持った「協働」のまちづくりを進めます。

##### 自然と歴史・文化を生かした個性あるまちづくり

- ・自然と共生し、自然と調和したまちづくりをめざします。
- ・歴史・文化財を大切にし、地域の持つ文化力を高め、元気を発信する個性あるまちづくりを進めます。

##### 子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせるまちづくり

- ・子どもや高齢者・障害者等が自立して社会参加でき、誰もが住みやすいまちづくりを進めます。
- ・人権を尊重し、こころが通い合う地域のコミュニティを生かし、ともに支え合うまちづくりを進めます。

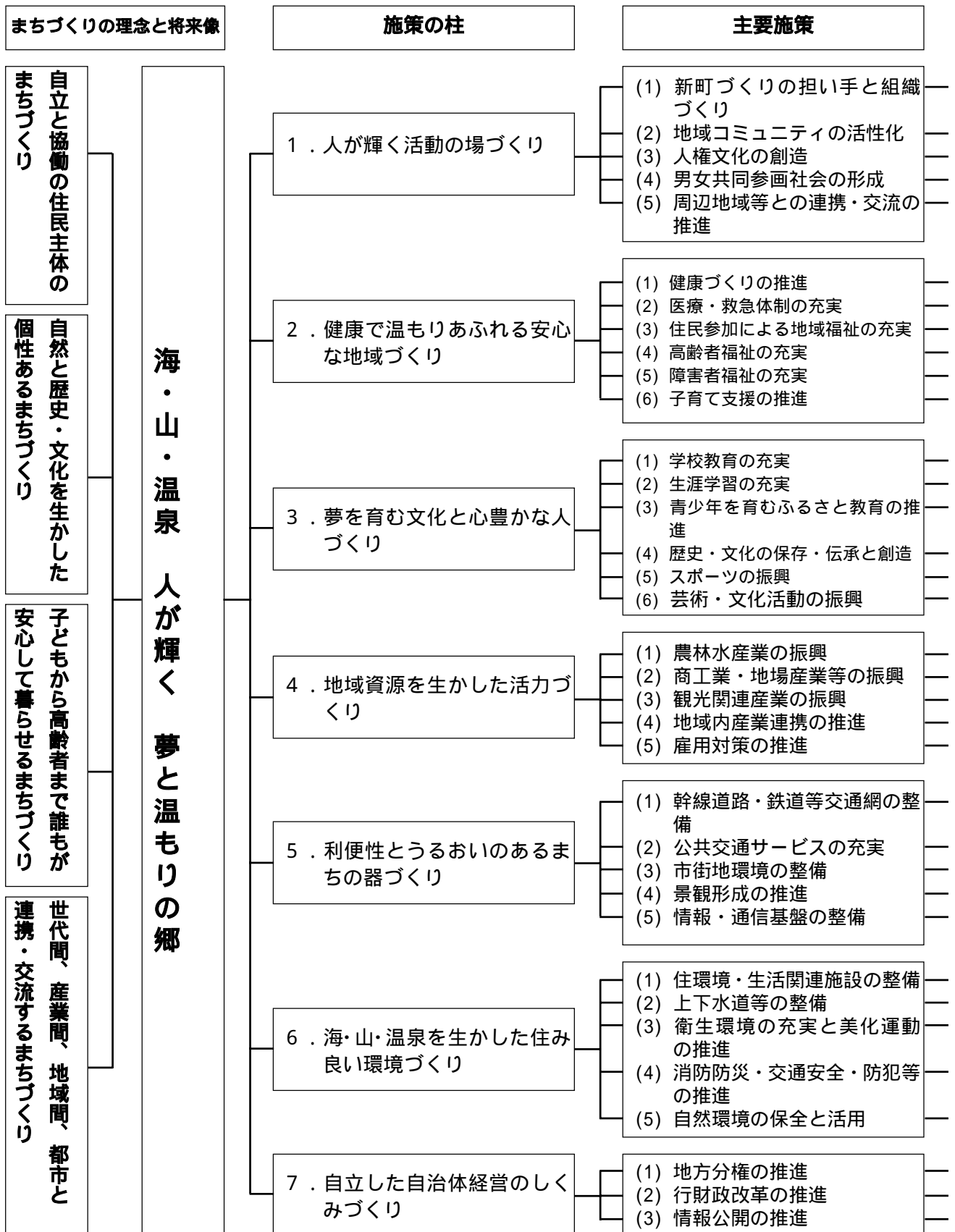
##### 世代間、産業間、地域間、都市と連携・交流するまちづくり

- ・老若男女をはじめ、身近な地域間や広域的な連携・交流を促進し、地域の活力を高めるまちづくりを進めます。
- ・それぞれの産業の活性化支援や異業種間の交流・連携を推進し、新たな付加価値を生み出す産業の育成を図るとともに、雇用の創出を促進します。

以上の理念を受けて、次の将来像を設定します。

海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりの郷

《 施 策 体 系 》



## 主な事業の概要

まちづくり憲章（仮称）の制定、まちづくり委員会（仮称）の設置の検討、開かれた組織づくりと親しみやすい活動の展開など

旧町単位・小学校区単位のコミュニティ活動の推進、地域の自治活動の推進、地域内助け合いネットワークの拡充など

人権教育プログラム・指導員体制の整備充実、生涯学習における人権学習の推進、人権相談・人権ネットワーク体制の強化など

男女の性別格差のない地域社会づくりの推進、女性の社会活動推進のための支援体制の強化、行政の各種審議会や団体役員等への女性の参加・登用促進など

日本海経済文化拠点エリアの機能強化、交流基盤となる高速交通体系の整備、山陰海岸の世界自然遺産登録への協力体制強化など

健康ひょうご21新町計画の策定、健康づくり運動の推進と支援体制の充実、域内農林水産物等の活用による食生活の改善など

医療体制の連携と整備充実、訪問看護サービスの充実、地域医療のあり方についての専門的な調査研究の推進など

地域福祉センターの機能拡充、社会福祉協議会の活動強化への支援、ボランティア活動の育成と支援など

在宅福祉サービスの充実、施設福祉サービスの整備充実、一人暮らし老人のケア対策の充実など

障害者（児）と健常者が共に歩む社会づくり、障害者（児）の社会参加と自立の促進、障害者（児）支援費制度への対応・推進など

保育サービスの充実、保育所と幼稚園との連携強化と施設整備、学童保育体制の充実など

小中学校の改修整備と学習環境の整備、幼稚園教育と保育所の連携の強化、体験学習・自然学校とトライやるウィーク活動の充実など

生涯学習プログラム及び推進体制の充実、生涯学習リーダーの育成、地域情報化に対応した学習の推進など

郷土学習の推進、地域ふれあい活動の推進、世代間ふれあい交流の推進など

文化財の保護と活用、歴史資料の収集と保存活動の充実、歴史資料館等の整備充実など

各種スポーツ大会の推進、マラソンなど広域参加型スポーツ大会の推進、スポーツ指導員の育成・支援など

各種芸術・文化事業の推進、住民参加型事業の推進、地域の総合力を高める文化イベント・文化風土の創出など

農業生産基盤整備の推進、集落営農組織の充実と後継者育成、「小さなブランド品」づくりなど

商店街の活性化対策の推進、商業集積と雇用確保の推進、商工会の運営強化と経営指導活動等への支援など

海・山・温泉の町内観光ルートの整備、但馬内等広域周遊ルートの整備、四季型、滞在型観光への基盤づくり推進など

商業と観光産業との連携強化、商業・観光産業と第1次産業との連携強化、広域的視野に立った産業振興方策の検討など

雇用拡大等への支援拡充、企業誘致の推進と起業活動への支援、U I J ターンの就職支援体制の強化など

都市計画街路等幹線道路網の整備、高規格道路網の整備促進、国道9号・178号の整備促進など

鳥取空港の増便要請と但馬空港・ヘリポートの活用促進、バス路線の確保拡充、町民バスの運行拡充など

土地区画整理事業の推進、中心市街地整備計画の推進

美しいまちづくりの推進、歴史的施設・景観の保全、サイン計画の推進

高速通信基盤の整備拡充、インターネット・CATV等の双方向性情報網の整備、携帯電話等移動体通信エリアの拡充対策の推進など

公営住宅の整備推進、宅地造成等の推進、快適な住宅ゾーンの形成など

水資源の安定確保の推進、水道施設の整備・充実、公共下水道等生活排水処理施設の整備推進など

ごみ処理の広域化の推進、ごみの分別収集の推進とリサイクルの推進、ごみ・し尿収集処理の効率化など

防災センター機能の充実、防災情報施設等の整備拡充、自主防災組織の育成など

山陰海岸国立公園・氷ノ山後山那岐山国立公園・但馬山岳国立自然公園の環境保全の推進、山陰海岸国立公園の世界自然遺産登録の推進、

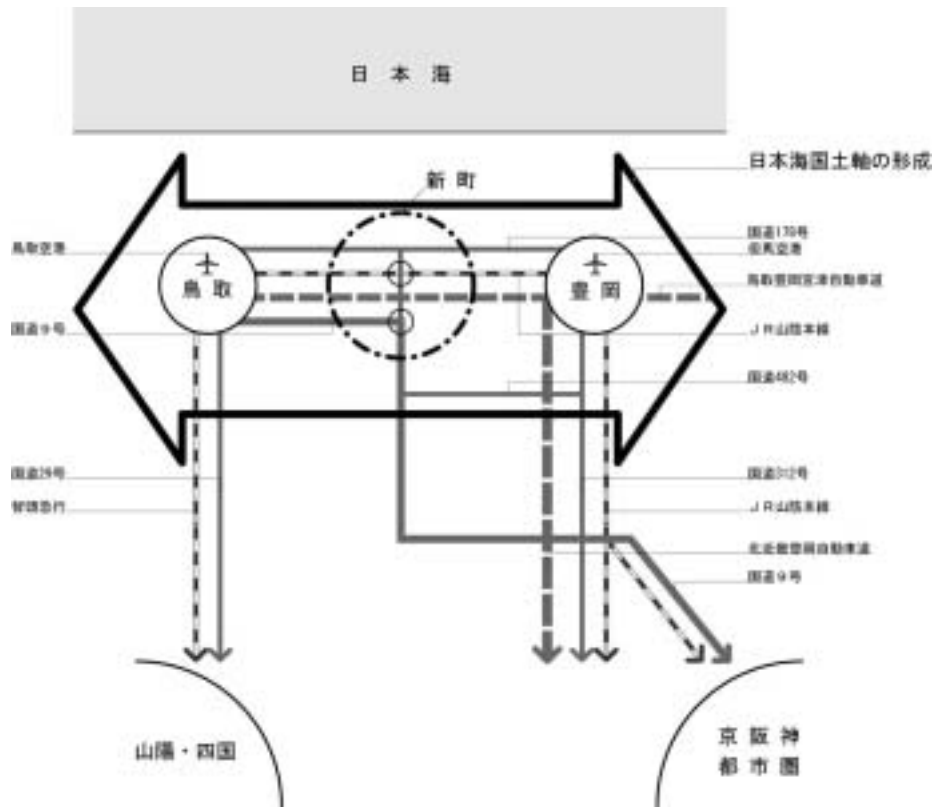
地熱等のエネルギー開発研究と深層水の活用推進など

自主・自律の行政能力の向上と専任的な業務体制整備、職員の能力開発の推進、自治体情報の電子化の推進など

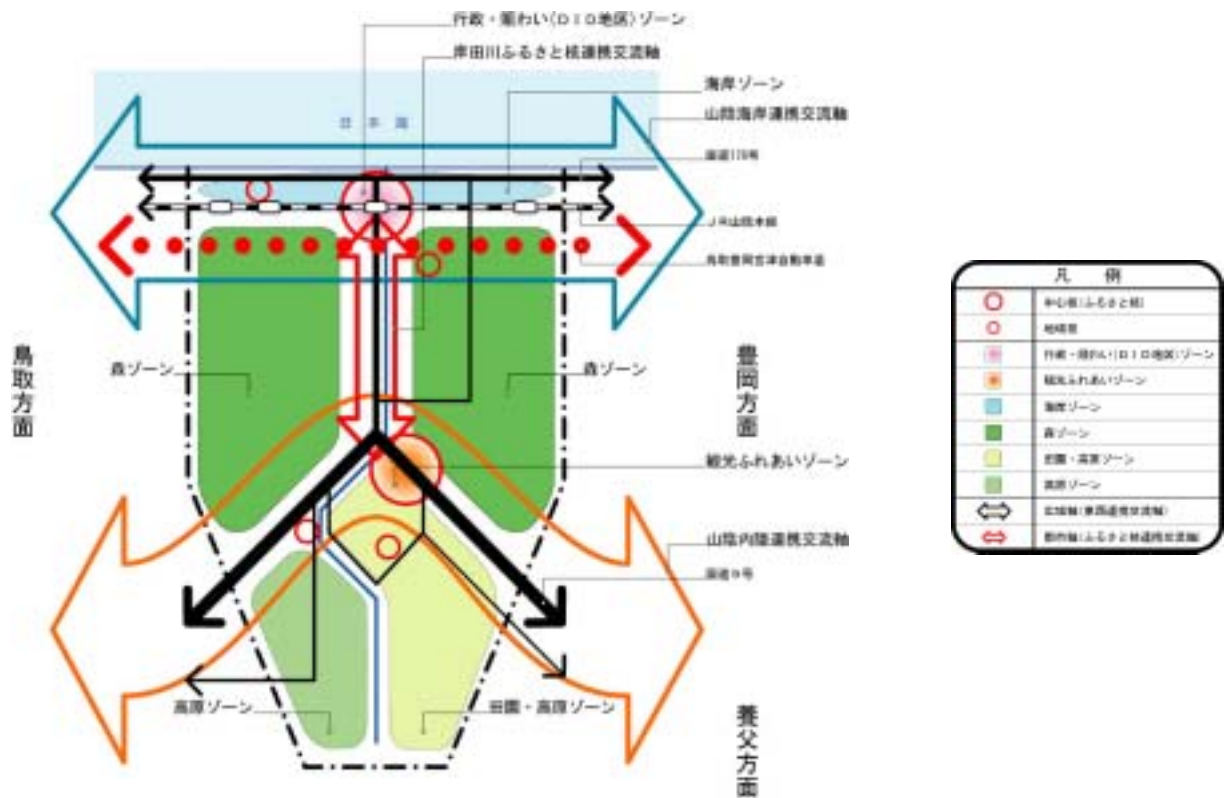
施設の有効活用、財政運営の効率化と持続的発展のできる行財政基盤の確立、行政評価制度の導入と行政組織、機構の改革推進など

個人情報の保護、情報公開制度の推進、地方自治を推進する議会活動の強化

・ 広域的な位置図



・ 地域構造図

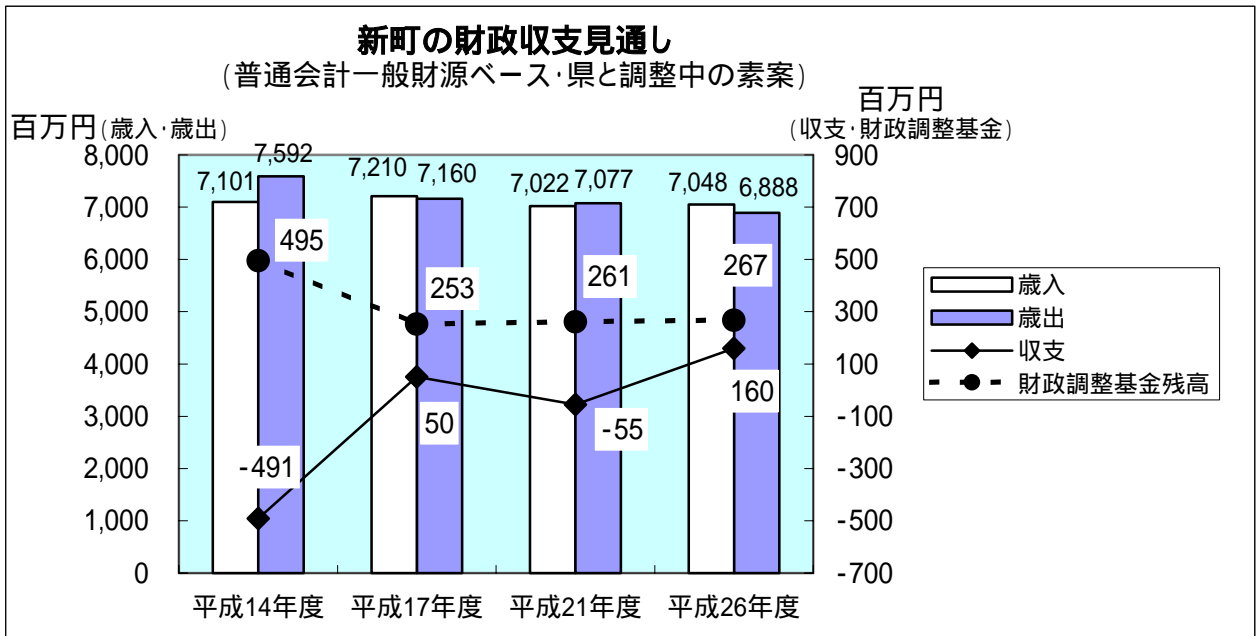
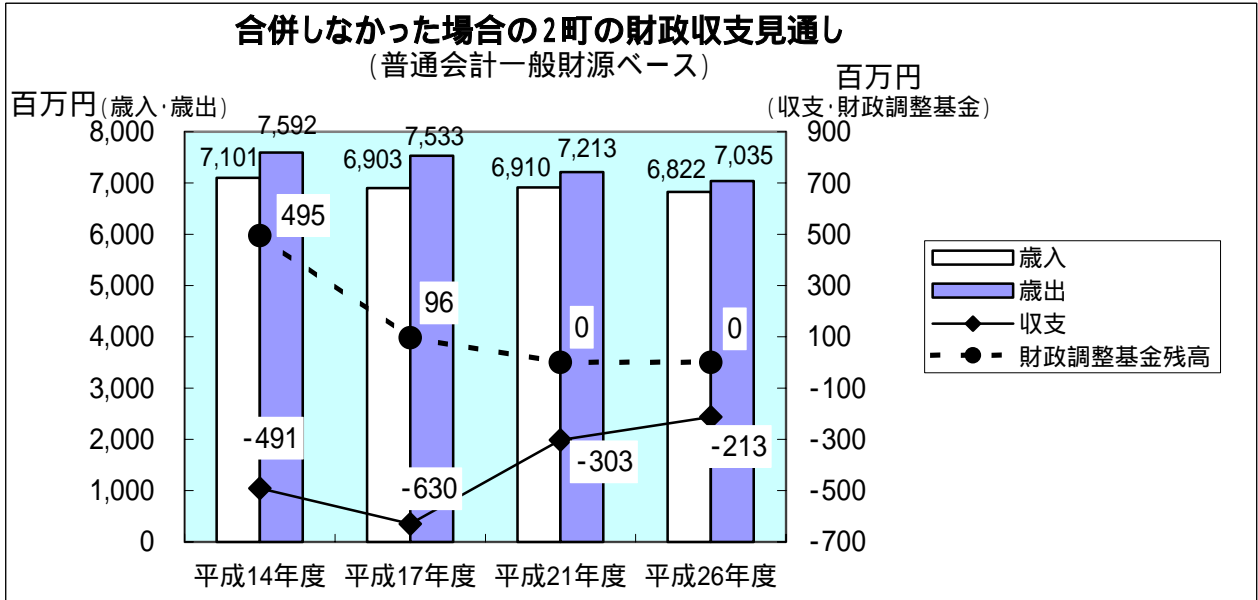


・ 財政計画

財政計画は、新町の概ね10年間の財政運営の指針として、健全な財政運営を行うことを基本に、合併による歳出削減効果、一体的なまちづくりの推進に必要な事業の経費のほか、各種の財政支援措置を反映して作成しました。

この結果、平成24年度までは、合併に伴う臨時的経費が人件費などの歳出削減効果を上回るため、単年度収支がマイナスとなりますが、平成25年度以降はプラスに転じ安定した財政運営を行うことが可能となります。

財政収支見通し



合併しなかった場合は、2町の財政調整基金は平成18年度に底をつきますが、合併した場合の新町財政計画では各種の合併効果により、平成26年度からは毎年約1億円以上の基金を積み立てることが可能となります。

- 1 この数値は、平成16年度5月時点における事務事業調整の結果を受けて作成していますが、今後の事務事業調整や決算見込み額の修正等により一部変更になる場合があります。
- 2 単年度収支は、歳入における基金からの繰入金、歳出における基金への積立金(合併まちづくり基金を除く)を含まない数値です。

## 合併による財政効果

### 財政支援

まちづくりのための建設  
事業に対する合併特例債  
起債可能額（10年間計）

約 60.2 億円

まちづくり基金造成に対す  
る合併特例債起債可能額  
（10年間計）

約 11 億円

合併直後の臨時的経費に対  
する普通交付税措置額  
（5年間計）

約 1.9 億円

合併に対する包括的な  
特別交付税措置額  
（3年間計）

約 5.4 億円

合併市町補助金  
（3年間計）

約 2.4 億円

普通交付税の特例  
< 合併算定替 >  
（一本算定との差・15年間の  
合計）

約 64.6 億円

### 歳出削減の主なもの

人件費  
（一般職、特別職、議員等）  
（10年間計）

約 22.7 億円

物件費  
（10年間計）

約 11.0 億円

## ご意見を募集します

合併協議会では、「新町まちづくり計画」(案)に対する皆さんの意見を募集しています。  
なお、合併協議会では、ホームページを開設して協議会の会議資料や議事録など各種資料の提供や入手ができるようにしています。

ご意見は2町の合併担当課または合併協議会事務局までお願いいたします。

浜坂町役場：〒669-6792 浜坂町浜坂 2673-1  
企画総務課 TEL 0796-82-3111 FAX 0796-82-3054  
温泉町役場：〒669-6892 温泉町湯 1604  
総務課 TEL 0796-92-1131 FAX 0796-92-2044



ご意見は7月18  
日(日)までにお  
願いします。



浜坂町・温泉町合併協議会事務局  
〒669-6792 美方郡浜坂町浜坂 2673-1 (浜坂町役場内)  
TEL : 0796-83-1700 FAX : 0796-83-1701  
E-mail : [soumu@2t-gappei.ne.jp](mailto:soumu@2t-gappei.ne.jp)  
URL : <http://www.2t-gappei.ne.jp>